

平成30年度

ものづくり基盤技術強化支援事業に係る
技術開発プロジェクトの募集

(公募要領)

公募期間：平成30年4月12日(木)～5月23日(水)

相談期間：平成30年4月12日(木)～5月18日(金)

※受付時間 9:00～17:00/月曜～金曜(祝日除く)

※応募に際しては事前相談が必須です。

書類提出期間：平成30年5月21日(月)～5月23日(水)

※提出〆切は5月23日(水)17時です。詳しくは「2. 応募手続」をご覧ください。

株式会社 沖縄TLO

目 次

1. 事業の概要	1
(1) 目的	1
(2) 対象	1
(3) 実施内容	1
(4) 応募資格	3
2. 応募手続	4
(1) 提案様式	5
(2) 提出する書類	5
(3) 締め切り等	5
(4) 提出先 および 問い合わせ先	6
3. 提案の選定	6
(1) 選定方法	6
(2) 審査基準	7
(3) 採択までのスケジュール	8
(4) 採択結果	8
4. 技術開発の実施	8
(1) 契約の締結	8
(2) 事業負担額	9
(3) 経理等	9
(4) 機器及び備品の購入	9
(5) 技術開発中の連絡調整等	9
(6) 技術開発終了時の手続き	9
(7) 技術開発成果と報告義務	10
5. その他留意事項	10
6. 技術開発経費の積算内訳について	11

平成30年度 ものづくり基盤技術強化支援事業 技術開発プロジェクト公募要領

株式会社沖縄TLO（以下、「事務局」という。）では、沖縄県から「ものづくり基盤技術強化支援事業」を受託し実施します。つきましては、本事業に係る技術開発プロジェクトを以下の要領で広く公募します。

1. 事業の概要

(1) 目的

本県では観光関連産業を中心としたサービス関連産業（第3次産業）を筆頭に、一般食品や健康食品を含んだ食料品関連産業、泡盛を含む飲料関連産業、地域固有の農水産業等が主要かつ特徴的な産業としてあげられます。このような県内の様々な生産活動において、安定的な加工の実現、重労働の軽減、生産性を上げ利益を生むための省力化など多くの機械装置ニーズが発生しますが、これら機械装置のほとんどが県外海外からの移輸入品となり、県内ものづくり産業が他の県内産業を十分に支援できていない状況にあります。

このことから本事業では、県内に本社を有するものづくり系中小企業（機械装置開発企業、サポーター技術関連企業および団体等）を中核企業とし、県内外の機械装置開発企業やサポーター技術関連企業、大学等（※1）公的研究機関などからなる技術開発共同体を形成し、県内で実需のある機械装置の開発やサポーター技術の導入に必要な技術開発プロジェクトを実施することで、県内ものづくり系中小企業（※2）の技術力を強化し機械装置等の内製化率の向上や移輸出額の拡大を図り、広く本県の産業振興に資することを目的とします。

このことは単に研究開発にとどまるのではなく、より具体的な事業化を図るもので、技術開発プロジェクトのテーマとして掲げた機械装置や加工技術の実現だけでなく、プロジェクト終了後も修得強化した技術をもって新たな事業展開を目指します。

※1 大学等とは、大学や高等専門学校等の教育研究機関及び公設試験研究機関のことを指す。

※2 ものづくり系中小企業とは、機械装置等を開発する装置開発企業と、それらを専門的な要素技術をもって下支えするサポーター技術関連企業のことを指す。

(2) 対象

県内において実需のある機械装置およびこれら機械装置の開発に必要なサポーター技術関連技術の導入を目的とし、以下を満足する技術開発プロジェクトを対象とします。

- ① 県内ものづくり系中小企業が、企業間連携や産学官連携による技術開発に取り組むことで、実用的な機械装置や技術導入の実現が見込めるテーマであること。
- ② 本事業で導入する技術が、当該企業が将来的に他用途にも応用展開していけるものであり、県内で対応可能なものづくり関連技術の拡大拡充が期待できること。
- ③ 本事業に応募した時点で他の事業に採択されていないテーマであること。

(3) 実施内容

県内の機械装置開発等ものづくりに係るニーズに対応した「実用的な機械装置の開発とサポーター技術関連技術の導入もしくは強化」を目指し、より事業化に近づけるための効果的な技術開発プロジェクトが遂行できるよう、構想設計に至るまでのニーズの把握から

技術要素毎の検証を実施する**導入検証ステージ**と市場導入を見据えた詳細設計から設計仕様毎の評価を実施する**実用評価ステージ**をそれぞれ設け、技術開発プロジェクト運営や事業化に関する支援を実施します。

① 技術開発プロジェクトの提案に向けた支援

広く県内ものづくり系中小企業および機械装置ユーザー企業向けに技術開発テーマの募集を行い、提案を検討する技術開発プロジェクトに適したステージ選択の相談や技術開発共同体を構成する上でのマッチング支援を実施します。また、相談期間においては提案書作成方法等の相談にも応じます。

② 実施体制の再構築支援

事務局および沖縄県による一次審査後、外部有識者からなる審査委員会により採択を決定し、当委員会より示された条件や改善提案を実現するために、実施体制再構築に向けたマッチング支援を実施します。

③ 実施計画書および積算書の作成・提出に係る支援

技術開発プロジェクトの効果的な遂行を実現するために、実施計画書および積算書の作成に関して情報収集等の支援を実施します。

④ 技術開発プロジェクトの実施に係る支援

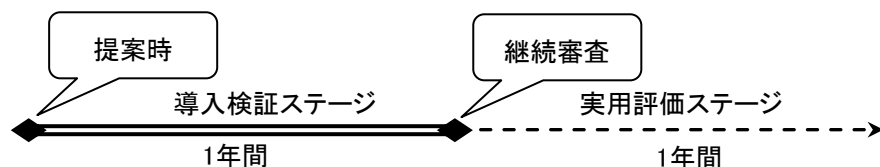
採択された技術開発テーマに対して、以下の技術開発支援を実施します。

<支援内容>

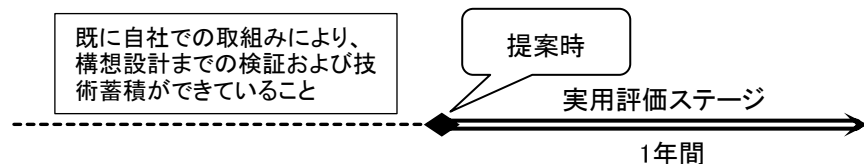
■ 技術開発共同体の技術開発費の支援

I. 導入検証ステージ 700万円(税込)以内/年(企業負担なし・2期計画)

- ✓ 提案採択後の委託契約に向けた協議で、技術開発に係る詳細計画を提示いただき必要性が認められた場合は、上限額を1,000万円(税込)以内/年とします。
- ✓ 導入検証ステージへは単年度計画では提案できません。
- ✓ 2期目の計画(実用評価ステージ)は、次年度の県予算成立および継続審査の結果によるもので、実施を保証するものではありません。



II. 実用評価ステージ 1,350万円(税込)以内/年(企業負担なし・単年度計画)



- ✓ 提案採択後の委託契約に向けた協議で、技術開発に係る詳細計画を提示いただき必要性が認められた場合は、上限額を2,000万円(税込)以内/年とします。

■ 対象範囲

- ・ 技術開発に必要な要件検討、検証・評価実験等の技術導入に係る費用
- ・ 開発成果を事業展開するための情報収集や、開発成果のPRに係る費用
- ・ その他、技術開発プロジェクト遂行に不可欠であると事務局が認めた費用

■ 採択想定件数

I. 導入検証ステージ 2件程度

II. 実用評価ステージ 1件程度

■ 契約期間

原則として、契約締結日（6月中旬）より平成31年3月上旬まで

■ 技術開発プロジェクトへの助言、指導およびコーディネート

- ・技術開発の効果的な実施に必要な技術情報の提供、専門家の紹介
- ・実用化や事業化に向けた助言や情報の提供、専門家の紹介

■ 中間報告会・成果報告会による技術指導

技術開発プロジェクト期間内および終了時に開催する中間報告会および成果報告会において、技術開発共同体から進捗報告を行い、県内外の有識者からなる委員から技術開発プロジェクトの進め方に関する助言等を提示します。

(4) 応募資格

以下に示す技術開発共同体に応募の資格があります。

- ① 技術開発共同体の全ての参画機関は、下記項目全てを満足すること
 - ・技術開発プロジェクト履行に必要な人員・設備を有していること
 - ・技術開発プロジェクト期間内の適正な業務履行の確保が可能なこと
 - ・指名停止措置を受けていない者
 - ・暴力団員に該当しない者
 - ・暴力団と密接な関係を有していない者
- ② 次のいずれかに該当する中小企業（いわゆる「みなし大企業」）が中核企業となる提案は対象外とする。
 - ・発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - ・発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ・大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ③ 県内に本社を有するものづくり系中小企業（機械装置開発企業、サポーター技術関連企業および団体等）を**中核企業**とし、中核企業が県内で実需のある製造機械装置およびサポーター技術関連技術の導入等に必要な技術開発の計画を有していること（図表1、図表2）

I. 導入検証ステージ

中核企業と、その技術開発に共同で取り組む**大学等公的研究機関**の**2者以上**からなる技術開発共同体を対象とする。さらに、県内外ものづくり系中小企業の参加も認めるものとする。

II. 実用評価ステージ

中核企業と、その技術開発に共同で取り組む**県内外ものづくり系中小企業または大学等公的研究機関**の**2者以上**からなる技術開発共同体を対象とする。

III. 導入検証ステージからの移行/継続審査

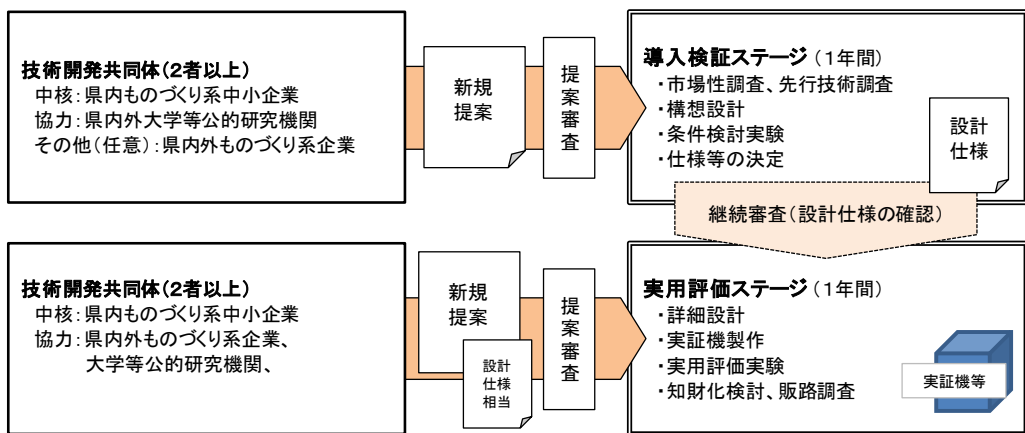
実用評価ステージと同様とする。但し、事業化に向けた取り組みに移行するという目的から、導入検証ステージの共同体からの構成変更を認めるものとする。

図表1 技術開発共同体構成表

	技術開発共同体の参画機関			外部機関
	中核企業	県内外 ものづくり系企業	大学等 公的研究機関	ユーザー企業
導入検証 ステージ	◎	○	◎	○
実用評価 ステージ	◎	◎ ※但し、何れか1者以上		○

◎：参加必須 ○：任意参加

図表2 技術開発プロジェクト実施体制



- ④ 中核企業が技術開発プロジェクト全体を統括しリードすること
- ⑤ 中核企業にはプロジェクトリーダーと会計担当者を置くこと
 - ・プロジェクトリーダーは、技術開発共同体全体を統括・リードし、責任を持ってプロジェクトを推進すること
 - ・会計担当者は、プロジェクトリーダーと共に技術開発共同体全体の予算執行状況を統括・管理し、プロジェクトが円滑にすすむように調整を図ること
- ⑥ 提案応募に際して、事務局との事前相談を行うこと
(事前相談では技術開発テーマ設定や提案しようとするステージの選択、取り組みの内容が本事業の趣旨と合致しているか等の確認を行います。)
- ⑦ 提案応募までに、技術開発共同体の全ての参画機関(大学等公的研究機関を含む)が公募要領の趣旨を理解し、本提案に関する内容についての了解が得られていること
- ⑧ 事務局と円滑な連絡調整を行う体制が整っていること

2. 応募手続

応募資格(1. (4)項を参照)を満たす技術開発共同体の中核企業が、所定の様式により提案書を作成し、書類提出期間内に下記提出先に提出して下さい。

※ 1技術開発共同体あたり提案は1件とします。

(1) 提案様式

提案書の様式は、事務局のホームページからダウンロードして使用してください。提案書は用紙サイズA4版、日本語で作成してください。

株式会社 沖縄TLO ホームページ : <http://www.okinawa-tlo.com/>

提案書は様式に従って作成し、必要な事項について過不足のないように、且つ、理解しやすいように簡潔に記述して下さい。

(2) 提出する書類

次の書類を提出してください。FAXによる提出は受け付けませんのでご注意ください。

※各提出書類は用紙サイズA4版で統一をお願いいたします。

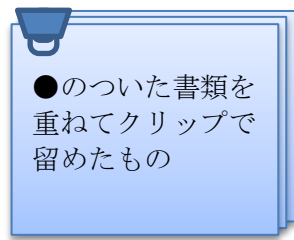
図表3 提出書類

	正本1部 片面カラー印刷	副本15部 両面カラー印刷
① 提案書一式		
様式1：応募申請書	● (押印)	□※
様式2：プロジェクト概要書	●	□※
様式3：技術開発内容等説明書	●	□※
様式4：事業展開の見通し	●	□※
様式5：プロジェクト実施体制	●	□※
様式6：企業の概要	●	□※
様式7：大学等公的研究機関の概要	●	□※
様式8：プロジェクトスケジュール	●	□※
様式9：技術開発経費積算書	●	□※
様式10：技術開発経費積算内訳書	●	□※
様式11：誓約書（中核企業および協力企業の全て）	●	
② 定款 （中核企業および協力企業の全て）	●	□
③ 決算報告書 （中核企業および協力企業の全て）		
・直近3期分の「貸借対照表、損益計算書（販売費および一般管理費の明細、製造原価報告書）」の写し	●	□
・直近1期分の「法人税申告書の別表1」の写し	●	
④ 納税証明書 （中核企業および協力企業の全て）		
・直近1期分の「法人事業税、法人県民税」の証明书写し	●	
・直近1期分の「法人税、消費税」の証明書のうち「様式その3-3」の写し	●	
⑤ 会社案内等の参考資料 （中核企業および協力企業の全て）	● (任意)	□ (任意)
・会社案内、自社商品や技術紹介資料、新聞記事等		

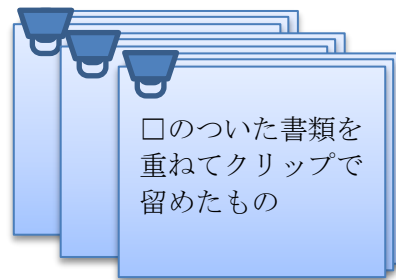
- ✓ □※ は、押印した申請書等一式を両面カラーコピーし、副本としてください。
- ✓ 同時に、①提出書類一式の電子データ（PDF形式）を電子メールに添付して受付先E-mailアドレスに送付してください。

(3) 提出部数

申請書を上にして、その下に図表3の書類を上から順に添付し、正本1部、副本15部を提出してください。ホッチキスは使用しないでください。



正本1部



副本15部

(4) 締め切り等

公募期間：平成30年4月12日（木）～5月23日（水）

相談期間：平成30年4月12日（木）～5月18日（金）

- ※ 提案応募に際しては事前相談が必須です。なお、事前相談は提案を義務付けるものではありません。
- ※ 相談期間は、提案内容や記入方法等の相談が可能な期間です。事前にお問い合わせいただき、日時調整をお願いいたします。

提案書類提出期間：平成30年5月21日（月）～5月23日（水）

- ※ 提案書類提出期間は、9時から17時まで提案書類一式の提出を受け付けます。原則として、提案書類は本期間より前に受付できません。また、期間内でも一度提出した提案書の差し替え等には応じません。
- ※ 提案書類提出の締め切りは、**平成30年5月23日（水）17時**です。締め切りを過ぎての提出は受け付けませんのでご注意ください。
郵送の場合は**平成30年5月23日（水）必着**です。
- ※ 提出していただいた書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 提出書類はプロジェクトの選定のためにのみ使用いたします。

(5) 提出先 および 問い合わせ先

株式会社 沖縄TLO

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地 琉球大学産学官連携推進機構内

TEL：098-895-1701、FAX：098-895-1703

E-mail：mono1@okinawa-tlo.com

担当：大城、照屋

3. 提案の選定

(1) 選定方法

事務局および沖縄県により審査基準に基づいた一次審査を実施し、一次審査を通過した提案は、事務局が設置する外部の有識者からなる審査委員会が審査基準に基づき審査し、採択候補を決定します。

なお、審査委員会では、中核企業によるプレゼンテーションを予定しています。プレゼ

ンテーションでは、中核企業が提案内容や技術開発の必要性等を説明し、審査委員の質疑に応答します。

審査委員会は平成30年6月上旬を予定しています。

(2) 審査基準

図表4 審査基準

項目	審査基準	導入検証 ステージ	実用評価 ステージ	参照 提案様式
技術要素の 評価	a. 技術開発の必要性と妥当性 企業間連携や産学連携による技術開発に取り組むことで、実用化に資する機械装置やサポーター技術の導入・蓄積が見込めるか。	○	○	様式2 様式3
	b. 検証計画の妥当性 開発する機械装置ないし導入するサポーター技術について、構想設計までの展開方策（ニーズの把握や技術的課題の抽出、検証実験の計画、設計目標の設定）が適切に行われているか。	○	—	様式3 様式5 様式8
	c. 評価計画の妥当性 開発する機械装置ないし導入するサポーター技術について、実用化に向けた評価項目の設定や実験方法が適切に行われているか。	—	○	様式3 様式5 様式8
事業化可能性の 評価	d. 実用化可能性 技術開発が進むことにより機械装置または導入技術の仕様を決定し、試作機製作または技術導入を達成することができるか。	○	○	様式4 様式5 様式8 様式9 様式10
	e. 事業化可能性 試作機または導入技術がユーザーニーズに沿うものであり、今後の事業展開で売上げが見込めるか。	—	○	様式3 様式4
	f. 応用展開の可能性 開発した試作機や導入技術が、他の産業や市場へ応用展開が可能であり、企業の競争力強化に繋がるか。	○	○	様式2 様式3 様式4
実施体制の 評価	g. 技術開発体制の整備 技術開発が円滑かつ効果的に進められるよう、県内外の企業や大学等との連携等、幅広いネットワークによる技術導入（補間）が期待できる体制となっているか。	○	○	様式5 様式6 様式7

(3) 採択までのスケジュール

平成30年 4月12日(木)	公募開始、個別相談開始
4月25日(水)	公募説明会
4月26日(木)	県内離島(宮古島)地域向け個別相談(予定)
4月27日(金)	県内離島(八重山)地域向け個別相談(予定)
5月18日(金)	相談期間終了
5月21日(月)	提案書類受付開始
5月23日(水)	提案書類受付終了(17:00締め切り)
5月31日(木)	一次審査結果通知(予定)
6月上旬	審査委員会開催(予定)
6月中旬	採否通知、契約締結、 技術開発プロジェクト開始(予定)

(4) 採択結果

各審査終了後、中核企業に対して、文書にて採択・不採択を通知します。

なお、採択された技術開発プロジェクトについては、今後事務局ホームページ上及びプレス発表等により、技術開発テーマ、技術開発共同体の参画機関、技術開発の概要等を公表する場合があります。

4. 技術開発の実施

(1) 契約の締結

① 契約に係る条件

採択された中核企業は、事務局との間で技術開発プロジェクトに関する以下の内容について協議のうえ、技術開発実施計画書を作成し委託契約を締結します。その際の契約金額は必ずしも提案金額とは一致しません。

ア 対象とする技術開発内容

イ 契約金額及び対象とする経費の内容

また、委託に関する協議が整わなかった場合は、本事業の採択を取消すこととします。このときの協議期間は採択通知後2ヶ月以内を原則とします。

② 事業実施に係る条件

本事業は、国及び沖縄県の公的資金を財源としており、補助金の適正化に関する法律関係法令等の遵守し、厳正な事務手続が必要となります。そのため、技術開発の委託について、中核企業及び協力企業、大学等公的研究機関が以下の条件をすべて満たすこととします。

なお、以下について満たすことができないときは、採択の取消、契約の全部又は一部の解除、契約金額の減額を行う場合があります。

ア 事務局が必要と認める経理手続を行うこと

イ 事務局が必要と認める検査対応を行うこと

ウ 事務局が必要と認める技術開発内容に関する報告を行うこと

エ その他公募要領に記載する要件

③ 採択の辞退

本採択を辞退したい場合は、文書で辞退を申し出ること。

④ 技術開発共同体との契約

中核企業は、委託契約の締結後、協力企業及び大学等公的研究機関とすみやかに再委託契約を文書で締結し、再委託契約書の写しを事務局に提出してください。

(2) 事業負担額

本事業が認める事業負担額は、技術開発プロジェクトの遂行に直接必要な経費及び成果のとりまとめに必要な経費とします。事業負担額の支払いは、原則として契約期間終了後の精算払いとし、それまでの間は中核企業の立替払いとなります。ただし、必要に応じて経費の概算払いを行います。

(3) 経理等

事業に係るすべての支出については、領収書等の厳格な証明書が必要です。

経費については、会計帳簿を備え他の経理と明確に区分して記載し、用途を明らかにしたうえで「委託業務経費使用明細書（執行状況一覧）」を用いて管理する必要があります。事務局は必要に応じて支出額、支出内容について厳正な検査を実施し、これを満たさない場合は経費の支払いができない場合があります。

経費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに当該プロジェクトが完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保管しておいてください。

(4) 機器及び備品の購入

本事業委託費での加工機械や計測器等の機器、備品等の購入は認めていません。

技術開発共同体内で所有している機器、設備等を使用するか、本技術開発に必要なものが技術開発共同体で保有していない機器等についてはレンタルまたはリースで対応してください。

リースについて支払前倒し型等は対象外で、法定耐用年数に基づいた期間均等での本事業契約期間内の支払分が対象となります。

(5) 技術開発中の連絡調整等

中核企業は、事務局との契約に基づいた技術開発プロジェクトの実施に際して、技術開発の状況や経費執行状況等を把握するために、参画機関および事務局等を交えた月1回以上の進捗ミーティングを開催することを原則とします。そのため、中核企業は、参画機関ならびに事務局との間で情報共有が円滑にできるよう体制の構築を図るものとします。

また、技術開発共同体に対して、事務局および県による現場視察調査等へのご協力をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

(6) 技術開発終了時の手続き

中核企業は、技術開発終了時に「委託業務完了報告書」を作成して提出するとともに、自社、協力企業、大学等公的研究機関の証票類をもとに執行状況を確認・整理した上で、各々の「委託業務経費使用明細書（執行状況一覧）」をとりまとめていただきます。

事務局はこれら対象経費にかかる資料や事業成果の内容を確認する確定検査を実施し、事業費の総額を決定します。検査が終了した業務に対し、事業負担額を支払います。

(7) 技術開発成果と報告義務

① 技術開発成果報告会

本事業では、平成31年3月に成果報告会を予定しています。中核企業は「技術開発成果発表用パワーポイント資料」等を作成し、技術開発の成果を発表していただきます。

② 継続審査会

導入検証ステージの採択テーマは実用評価ステージを見据えた2期計画の技術開発プロジェクトであることから、実用評価ステージへの移行継続を希望する中核企業には、「継続申請書」の作成と審査委員会におけるプレゼンテーションに対応いただき、審査基準に基づいた継続審査をもって継続可否を決定します。

③ 技術開発成果報告書

中核企業は、契約期間終了後に、自社、協力企業、大学等公的研究機関が実施した技術開発の成果をとりまとめた「技術開発成果報告書」を提出していただきます。

④ 特許出願等について

本事業の成果として特許の出願等をした場合には次の点にご留意ください。

ア 本事業の成果として特許等を出願又は特許権等を取得した場合、又はこれを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、速やかに当社に報告してください。

イ 特許権等を受ける権利等に関しては発明者が所属する法人の規定等（例えば職務発明規程）に則って整理してください。

⑤ 技術開発成果の帰属

本事業の成果として、特許権等の知的財産権が発生した場合は、その知的財産権の帰属先は、以下の条件を遵守することを条件に、原則として実施者となります。

ア 知的財産権に関して、出願、申請の事実を事務局へ報告すること。

イ 沖縄県が公共の利益のために、特に必要があると要請する場合、沖縄県に対し、当該知的財産権を無償で利用できる許諾をすること。また、相当期間活用しておらず、正当な理由がない場合に沖縄県が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

ウ 特許権等の移転、専用実施権等の設定若しくは移転しようとするときは、予め事務局の承認を得ること。

⑥ フォローアップ調査（追跡調査）の実施

事業期間終了後、必要に応じて本事業の成果等を把握するために事務局もしくは沖縄県が実施するフォローアップ調査（追跡調査）に協力していただきます。

5. その他留意事項

① 応募から契約までに係る諸経費については、中核企業の負担とすること。

② 契約日より前に発注、購入、契約を実施したものに関しては**本事業委託費の対象外**となります。

③ 本事業の活用にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び関係法令、沖縄振興特別推進交付金交付要綱の規定を遵守していただくこととなります。

④ 国又は沖縄県から、技術開発中、又は、本技術開発終了後、技術開発の進捗状況の確認や帳簿書類等の検査を行う場合があります。

- ⑤ 以下の要件に該当する場合には契約の解除・変更を行い、事業負担額の全部又は一部の返還を求める場合があります。
- ア 応募書類に虚偽の記載を行った場合
 - イ 技術開発活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）が認められた場合
 - ウ 実施体制に著しい変更が生じ、技術開発の遂行が困難であると認められた場合
 - エ 他の競争的資金制度に採択された場合

6. 技術開発経費の積算内訳について

中核企業は、技術開発プロジェクト全体の総事業費について技術開発共同体参画機関と調整し、積算書を取りまとめるものとします。また、中核企業は一切の管理責任を負うものとします。

具体的には以下の項目の経費とします。

a 技術開発用機械装置等

当該経費は、技術開発プロジェクト全体について、中核企業が一切の管理責任を負うものとするため、中核企業の経費として一括して計上することを原則とします。具体的内容としては、次の項目の経費とします。

① 技術開発用機械装置借用費

技術開発用機械装置のリース又はレンタルに要した経費。

※ 技術開発用機械装置の購入は原則として自己負担となります（事業負担とはなりません）。リース又はレンタルした場合には事業負担とすることができます。リースについて支払前倒し型等は対象外で、法定耐用年数に基づいた期間均等での本事業契約期間内の支払分が対象となります。

② 保守費

機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とした場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費（但し、b及びcの①から③に含まれるものを除く）。又、外注を必要とした場合は、それに要した経費。

③ 改造修理費

機械装置等の改造、修繕を必要とした場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費（但し、b及びcの①から③に含まれるものを除く）。又、外注を必要とした場合は、それに要した経費。

b 労務費

① 研究員費

委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等の労務費（原則として本給、賞与、諸手当を含めたものとする。但し、aに含まれるものを除く）。尚、私立大学を除く大学及び公設試等においては計上できません。

② 管理員費

委託業務に直接従事した中核企業の職員の労務費であって、上記①以外のもの。但し、aに含まれるものを除く。尚、経理業務を行う職員の労務費は計上できません。

③ 補助員雇上費

委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、aに含まれるものを除く）。尚、経理業務を行う補助員の経費は計上できません。

c 原材料等その他の経費

① 原材料等

委託業務の実施に直接要した資材、部品、原材料、消耗品等の製作又は購入に要した経費。購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、本事業終了時には使い切ることを原則とします。また、汎用性のある機器等（パソコン、USBメモリ等のパソコン周辺機器、スキャナ、プリンタ、トナー、ソフトウェア等）、事務用品は経費計上対象外となります。

② 旅費・交通費

研究員が委託業務を遂行する為に、特に必要とした旅費、滞在費及び交通費であって、当該企業の旅費規程等により算定された経費。

③ 委員会経費

委託業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催および運営に要した委員会等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。技術開発共同体の研究員が行う会議等は含まれません。

④ その他特別費

以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費。

d 間接経費又は一般管理費

① 間接経費（大学等公的研究機関に限る）

技術開発共同体のうち、研究実施機関については原則、上記 a～c に係る区分経費の合計額（以下「直接経費」という）の30%を上限として間接経費を計上できます。

② 一般管理費（中核企業、協力企業）

中核企業および協力企業については、原則として、当該委託事業の実施に際して要した経費のうち、直接経費を除く工場管理費、本社経費等の一般管理費を計上できます。

当該一般管理費については、直接経費に当該法人等の直近決算における一般管理费率（直接経費の10%を上限とする）を乗じて算出するものとします。

e 消費税及び地方消費税

上記 a から d の項目は消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を記入してください。

尚、免税業者の場合は、仕入課税額を消費税及び地方消費税欄に記載してください。

※**再委託費**は、中核企業が委託業務の一部を協力企業及び大学等研究実施機関に再委託するのに要した経費を計上してください。当該経費の算定に当たっては、上記 b～d に定める項目に準じて行ってください。

提案書類提出先 及び 問い合わせ先

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

琉球大学産学官連携推進機構内 株式会社沖縄TLO

担 当 : 大城、照屋

TEL : 098-895-1701 FAX:098-895-1703

E-Mail : mono1@okinawa-tlo.com